

共同相続と可分債権

三宅篤子

- 1 はじめに
- 2 民法898条における「共有」の意味
 - (1) 議論の沿革
 - (2) 学説
- 3 可分債権一般
 - (1) 学説
 - (2) 判例
 - (3) 立法の動向
- 4 預金債権
 - (1) 預金債権と現金
 - (2) 預金取引経過開示請求権
 - (3) 定額郵便貯金
- 5 投信受益権・国債・株式の相続
- 6 おわりに

1 はじめに

民法898条は、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」と規定している。この「共有」の解釈については、可分債権の問題を中心として古くから議論されており、民法249条以下に定める共有と異なることはないという共有説が、民法制定以来の通説・判例となっている。本稿の目的は、民法898条をめぐる議論の沿革と学説、可分債権一般、預

金債権、さらに新しい問題として、国債や投信受益権などの金融資産をめぐる判例を整理し、今日の課題を探求することである。

2 民法898条における「共有」の意味⁽¹⁾

民法896条が「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」と規定しているので、金銭債権等の可分債権が一般に相続の対象となることは明らかである。単独相続の場合には特に問題は生じないが、共同相続の場合には、遺産分割が行われるまで、可分債権は共同相続人にどのように帰属し、また、遺産分割の対象になるのかどうか問題となる。それについては、898条の「共有」の法的性質の解釈とも関連して議論されてきた。

(1) 議論の沿革

1890（明治23）年に草案が完成し公布されたが、いわゆる民法典論争の結果、1892（明治25）年に施行延期となった旧民法は、遺産相続についても家督相続と同じく長子単独相続を採用したため、共同相続に該当する規定は存在しない。1893（明治26）年に、穂積陳重・富井政章・梅謙次郎の3名を起草委員として修正作業が開始され、1898（明治31）年に公布された明治民法では、家督相続は長子単独相続を採用し、遺産相続は共同相続を採用した（民法旧1002条・1003条）。立法者は、遺産相続人による相続財産の共有が、民法249条以下に定める共有と異なるものではないという立場をとり、分割債権関係の原則を採用した。

1927年に発表されたが、法典化されなかった相続法改正要綱第7は、「遺産相続人数人アル場合ニ於テハ、相続債権者ハ相続財産ノ分割前ニ於テ其ノ財産ニ対シ、権利ヲ行フモノトスルコト」という。性質上可分な債権が分割債権であると解するならば、相続債権者が害されることになり、反面、相続人が連帯債務を負うものとすれば、相続人は不利益になるとい

う矛盾を是正するためにこの案が出された⁽²⁾。分割前の債権について不可分債権に関する規定を類推適用する考え方が採用されたことになるが、このことは、分割までは共同相続財産はひとつの目的財産を構成するという考え方にたつものであり、合有説に一步近づくものであると評価されている。

戦後の改正では、相続財産の共有および共同相続人の権利・義務の承継に関する明治31年民法1002条・1003条については、修正されないまま現行民法898条・899条となった。立案の過程では、さきの相続法改正要綱の流れを汲み、「共同相続人は分割前に於ては共同してのみ相続財産を処分し得るものとする事」「共同相続人は相続債権者に対して連帯して責に任ずるものとする事」⁽³⁾などが提案されたが、立法化にはいたらなかった。さらに分割の遡及効を定める旧法1012条（現行909条）に「但し、第三者の権利を害することができない」というただし書が新設されたことは共有説に有力な論拠を与えた。

(2) 学説

民法施行以来、学説は、ほぼ立法趣旨を踏襲し、相続財産の共同所有は物権編に定める共有と異なるものではないと考えた⁽⁴⁾。しかし、それに対する疑問が債権・債務の「共有」についてもたれるようになる。また、物権法において、共同所有関係が共有・合有・総有の三分法に整理され定着した影響を受けて、相続法においても民法898条における「共有」の解釈について共有か合有かという問題設定が広まったという見解や⁽⁵⁾、民法典施行以来の共有説とドイツ法寄りの合有説に大別されて議論されるようになったという見解⁽⁶⁾もある。それに対して、共有説か合有説かという抽象的な議論ではなく、具体的問題にさいしては相続人がいかなる権利をもつかを検討すべきであるとの反省がなされ⁽⁷⁾、最近では個別具体的な問題に対して妥当な解決を探るスタイルが有力になったと言われている⁽⁸⁾

共有説と合有説は、次のように整理することができる。共有説は、各共

同相続人は、相続財産を構成する個々の財産上に物権的な共有持分を有し、この共有は個人的共有であるから、遺産分割の前であっても各自は自由に持分権を処分することができる。また、被相続人に属した可分の債権債務についても、各共同相続人間で法定相続分に従い当然に分割帰属すると解する。それに対して、合有説は、各共同相続人は、相続財産全体に対して抽象的な割合的持分を有し、相続財産全体に対する持分としての相続分は譲渡することができるが、相続財産を構成する個々の財産上に物権的持分を有するものではないから、相続人がそれを処分することもできないと説く。単なる個人的共有とせず、一種の財団的一体的処理をするのは、多様な内容の遺産を散逸させたり解体せずに遺産分割のための目的財産としてできるかぎりその一体性を保持しようとする政策的配慮が背景にあると言われているが⁽⁹⁾、判例は、一貫して共有説を採用している。

次に、相続財産を構成する財産のうち、性質上可分債権とされるものについて検討する。

3 可分債権一般⁽¹⁰⁾

(1) 学説

金銭債権などの可分債権が相続財産の範囲に入ることについての異論はないが、相続人が複数存在する共同相続の場合、遺産分割までの間、それが共同相続人にどのように帰属するのかという問題については見解が分かれる。

① 当然分割説——共有説

民法898条にいう相続財産の「共有」を、民法249条以下の共有と解する共有説は、金銭債権をはじめとする可分債権について、民法264条に定められる「所有権以外の財産権」となり、「法令に特別の定めがあるときは、この限りではない」(同条ただし書)によって、民法第3編債権第1章第3節「多数当事者の債権及び債務」以下の規定が適用され、「各債権者又は

各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う」と規定する民法427条により、各相続人の相続分に応じて当然に分割帰属し、遺産分割の対象とはならないと解する。

② 当然分割否定説——（準）共有説

相続財産の共同所有関係を所有権については共有、その他の財産権については準共有と解し、民法264条ただし書にいう「特別な定め」とは民法427条ではなく、相続の問題については相続法の規定を優先的に適用すべきであるので、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」と規定する民法898条と「遺産の分割は、遺産に属する者又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他の一切の事情を考慮してこれをする」と規定する906条が適用されるべきであると解する。可分債権は法定相続分に応じて準共有されるが、その債権の行使については民法427条以下ではなく、民法251条以下が適用され、債権の消滅を伴う債権の行使は目的物の変更に当たるので、共同相続人全員の同意が必要であると解する⁽¹¹⁾。

③ 合有説

民法898条における「共有」を合有と解する立場によれば、相続財産は遺産分割がなされるまでは包括的な財産を形成して共同相続人に帰属すると解するので、個々の財産に対する持分を自由に処分することは許されないし、債権も共同相続人に不可分的に帰属し、遺産分割の対象に含まれることになる。

(2) 判例

この問題についてのリーディングケースは、最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁⁽¹²⁾である。事案は、次の通りである。原告（控訴人・被告人）Xら（Aの妻と三人の子）の先代Aは、転売を受けたY（被告、被控訴人、被告人）が立木を契約よりも超過して伐採搬出したので、その損害賠償を訴求中に死亡し、Xらが訴訟手続を受継した。第一審は原告の請

求を全部棄却したが、原審（名古屋高裁金沢支部）は、Xらそれぞれの相続分に応じて分割した額について、請求を認容した。Yは、遺産分割以前においては、可分債権でもただちに分割されるものではないから、分割支払を命じた原審は不法である、との理由で上告した。最高裁は、「相続人複数ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するのを相当とするから、所論は採用できない」と判示した。裁判所は、大審院時代から一貫して共有説に基づく当然分割帰属説を採用しているが⁽¹³⁾、その後の判例もそれを踏襲している。

相続財産たる不動産から生じる賃料債権の帰属と遺産分割について判示した最判平成17年9月8日民集59巻7号1931頁⁽¹⁴⁾も重要である。事案は、次の通りである。Aが死亡し、その法定相続人は、妻X（原告・被控訴人・被上告人）と子であるY（被告・控訴人・上告人）、B、C、Dである。Aの遺産には、複数の不動産（以下「本件不動産」という）があり、XYを含む全相続人は、本件不動産から生ずる賃料債権につき、遺産分割により本件各不動産の帰属が確定した時点で清算することとし、それまでの期間に支払われる賃料等を管理するための銀行口座を開設し、本件各不動産の賃借人らに賃料を振り込ませ、また、その管理費等を本件口座から支出してきた。大阪高裁決定において、平成12年2月3日、遺産分割が行われ、本件不動産の帰属が確定した。本件口座の残金の清算方法について、XとYらとの間に紛争が生じ、Xは、本件各不動産から生じた賃料債権は、相続開始の時に遡って、本件遺産分割決定により本件各不動産を取得した各相続人にそれぞれ帰属するものとして分配額を算定すべきであると主張し、Yらは、本件各不動産から生じた賃料債権は、本件遺産分割決定確定の日までは法定相続分に従って各相続人に帰属し、本件遺産分割決定確定の日の翌日から本件各不動産を取得した各相続人に帰属するものとして分配額を算定すべきであると主張した。XとYらは、本件口座の残金につき、各自が取得することに争いのない金額の範囲で分配し、争いのある

金員を Y が保管し、その帰属を訴訟で確定することに合意した。そこで、X が、Y に対し、X 主張の計算方法によれば、保管金は X の取得すべきものであると主張し、上記合意に基づき、保管金および遅延損害金の支払を求めて、訴えを提起した。原審は、「遺産から生じた法定果実は、それ自体は遺産ではないが、遺産の所有権が帰属する者にその果実を取得する権利も帰属するのであるから、遺産分割の効力が相続開始の時にさかのぼる以上、遺産分割によって特定の財産を取得した者は、相続開始後に当該財産から生ずる法定果実を取得することができる。そうすると、本件各不動産から生じた賃料債権は、相続開始の時にさかのぼって、本件遺産分割決定により本件各不動産を取得した各相続人にそれぞれ帰属するものとして本件口座の残金を分配すべきである。これによれば、本件保管金は、X が取得すべきものである」と判示した。そこで、Y より上告。

最高裁は、次のように判示して、原判決を破棄し差し戻した。「遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるものであるが、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した上記賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けないものというべきである。

したがって、相続開始から本件遺産分割決定が確定するまでの間に本件各不動産から生じた賃料債権は、被上告人及び上告人らとその相続分に応じて分割単独債権として取得したものであり、本件口座の残金は、これを前提として清算されるべきである。」

本判決は、遺産に属する不動産の賃料債権について、賃料債権は遺産分割の対象とならず、各共同相続人が相続分に応じて分割債権として確定的に取得し、後になされた遺産分割の影響を受けないと判示したものであ

る。

(3) 立法の動向

民法（相続関係）部会第13回（平成28年6月21日開催）において、「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」が取りまとめられた。中間試案では、甲案と乙案の二つの案が提示された。

甲案（可分債権は相続の開始により当然に分割されることを前提としつつ、これを遺産分割の対象に含める考え方）

- ① 預貯金債権等の可分債権（注1）を遺産分割の対象に含めるものとする。
- ② 相続の開始により可分債権は法定相続分に応じて分割承継され、各相続人は、原則として、遺産分割前でも、分割された債権を行使することができるものとする。
- ③ 遺産分割において各相続人の具体的相続分を算定する際には、可分債権の相続開始時の金額を相続財産の額に含めるものとする。
- ④ 相続開始後遺産分割終了時までの間に、可分債権の弁済を受けた相続人については、その弁済を受けた金額を具体的相続分から控除するものとする。
- ⑤ 相続人が遺産分割前に弁済を受けた額がその具体的相続分を超過する場合には、遺産分割において、その超過額につきその相続人に金銭支払債務を負担させるものとする。
- ⑥ 相続人が遺産分割により法定相続分を超える割合の可分債権を取得した場合には、その相続人は、その法定相続分を超える部分の取得については、対抗要件を備えなければ、債務者その他の第三者に対抗することができないものとする。
- ⑦ ⑥の対抗要件は、次に掲げる場合に具備されるものとする。
 - ㊦ 相続人全員が相続人の範囲を明らかにする書面を示して債務者に通

知をした場合

④ 相続人の一人が次の i 及び ii に掲げる場合に応じ、それぞれその後段に定める書類を示して債務者に通知をしたとき。

i 調停又は審判により遺産分割がされた場合 調停調書又は確定した審判書の謄本

ii 遺産分割協議が調った場合 遺産分割協議の内容及び相続人の範囲を明らかにする書面

⑤ 債務者が⑥の相続人に対して承諾をした場合

⑧ ⑦の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

⑨ 相続人は、その相続分を保全するため必要があるときは、家庭裁判所に対し、遺産に属する可分債権の行使を禁止する仮処分を求めることができるものとする（注2）。

（注1） 預貯金債権以外の可分債権、例えば不法行為に基づく損害賠償請求権についても遺産分割の対象に含めるか否かについては、なお検討する。

（注2） この場合には、遺産分割の審判又は調停の申立てをすることなく保全処分の申立てを認めること（いわゆる本案係属要件を不要とすること）も併せて検討することを想定している。

乙案（可分債権を遺産分割の対象に含めることとし、かつ、遺産分割が終了するまでの間、可分債権の行使を禁止する考え方）

① 預貯金債権等の可分債権（注1）を遺産分割の対象に含めるものとする。

② 相続人は、遺産分割が終了するまでの間は、相続人全員の同意がある場合を除き、原則として、可分債権を行使することができないものとする（注2）。

③ 甲案の③から⑧までと同じ。

(注1) 甲案の(注1)に同じ。

(注2) 相続人全員の同意がある場合以外に、相続人に遺産分割前の権利行使を認める方策については、なお検討する。この点については、例えば、㊦各預金口座の相続開始時の残高(一口座当たりの上限を設けることが考えられる。)に一定割合を乗じた額に満つるまでは、相続人に権利行使を認めるものとすることや、㊧現行の審判前の保全処分(仮分割や遺産管理人の選任等)について、その特則を設け、発令要件を緩和するなどの措置を講ずること等が考えられる。

甲案は、可分債権は当然分割としつつ、遺産分割の対象と認めるものであり、従来通説である共有説に近い。乙案は、可分債権を分割の対象に含めつつ、遺産分割が終了するまでの可分債権の行使を禁止する考え方であり、共有説とは異なる考え方である。

4 預金債権

(1) 預金債権と現金

預金債権の発生原因である預金契約は、銀行を受寄者とする金銭の消費寄託契約であり、要物契約である(民法666条1項)。預金者が銀行に金銭の保管を託し、銀行は預金者が保管を託した金銭を消費することができ、預金者に同種・同額の金銭を返還することを約する契約である。預金債権は、その返還の方法・期限等によって普通預金、定期預金、積立定期預金等数種類の預金がある⁽¹⁵⁾。一般の銀行を受寄者とする金銭の消費貸借のうちの典型的なものの一つが普通預金であり、それは預金者がいつでも返還を請求できる預金である。当座預金と異なり、通常、預金の預入れ、払戻しが反復してなされることから通帳が使用されている⁽¹⁶⁾。

従来、最高裁が預金債権を可分債権として共有説に基づく当然分割帰属説を採用したのに対し、現金については遺産分割前に分割することはでき

ないと判示したことにより、学説においても両判決の均衡について議論された。

相続財産中の預金債権が、共同相続人にどのように帰属するかについては、最判平16年4月20日家月56巻10号48頁⁽¹⁷⁾がある。被相続人Aの共同相続人の1人Yがその相続分を超えて債権を行使して郵便貯金を解約したうえで郵便局から貯金全額の払戻を受けたので、他の相続人であるXが自身の相続分相当額の返還を求めたものである。最高裁は、前述の共有説に基づく当然分割帰属説を採用した最判昭和29年4月8日を引用し、「共同相続人の1人が、相続財産中の可分債権につき、法律上の権限なく自己の債権となった分以外の債権を行使した場合に、当該権利行使は、当該債権を取得した他の共同相続人の財産に対する侵害となるから、その侵害を受けた共同相続人は、その侵害をした共同相続人に対して不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めることができる」と判示した。

それに対するのが、相続財産中の現金に関する最判平成4年4月10日家月44巻8号16頁⁽¹⁸⁾である。事案は、次の通りである。被相続人Aは、現金6000万円以上を保有したまま死亡した。共同相続人の1人であるYは、これを「A 遺産管理人Y」名義で通知預金にして保管していた。遺産分割協議は成立していないが、Xら他の共同相続人4名は、Yに対して、それぞれの法定相続分に応じた金銭支払いをYに対して請求し、本件訴えを提起した。

原審（東京高判昭和63年12月21日）は、「現金は、被相続人の死亡により他の動産、不動産とともに相続人らの共有財産となり、相続人らは被相続人の総財産（遺産）の上に法定相続分に応じた持分権を取得するだけであって、債権のように相続人らにおいて相続分に依りて分割された額を当然に承継するものではないから、Xらの自ら認めるとおり相続人らの間でいまだ遺産分割の協議が成立していない以上、Xらは、本件現金（たとえば、相続開始後現金が金融機関に預けられ債権化されても、相続開始時にさかのぼって金銭債権となるものではない。）に関し、法定相続分に依りて金員

の引渡しを求めることはできない」として X らの請求を棄却した。そこで、X らが上告。原判決の立場は金銭債権は当然に分割されるとする判例理論と均衡を失するものであること、また、金銭は他の動産と異なり、それ自体を利用するものでない点で特殊な動産であり、預金債権と同視することもできるので分割して帰属すると解することができる、と主張する。

それに対して、最高裁は、「相続人は、遺産の分割までの間は、相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している他の相続人に対して、自己の相続分に相当する金銭の支払を求めることはできないと解するのが相当である。…… X らの本訴請求を失当であるとした原審の判断は正当であって、その過程に所論の違法はない。論旨は採用することができない」と判示した。

(2) 預金取引経過開示請求権

金融機関は、預金者の相続開始後、一部の相続人から、被相続人預金に係る取引履歴の開示を求められることが多く、その理由として以下の点があげられている⁽¹⁹⁾。遺産分割協議に際し、相続人が相続する預金における取引内容を知りたいという場合に加え、相続紛争に備え、被相続人の生前の入出金情報を手掛かりとして、①特別受益や寄与分の主張のため、被相続人の預金から特定の相続人に対する振込や入出金を確認、②相続開始前後にキャッシュカード等を被相続人に代わり管理している者が他の相続人の同意なく払戻しを行った疑いがある場合に、その者への不当利得返還を請求するため、③遺言がある場合に、自己の遺留分減殺請求権行使の可能性を検討するため、④高齢となった被相続人生前の預金取引について意思能力や遺言能力に疑義があるため、その事実探知や証拠の取得を目的するというものである。

取引経過開示請求権については、最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁がある。事案は、X（原告、控訴人、被上告人）の父 A と母 B は生前

に信用金庫 Y (被告、被控訴人、上告人) に普通預金口座と定期預金口座を有していたが、A と B が相次いで死亡した。共同相続人の 1 人である X が単独で預金口座の取引経過の開示を Y に求めたが、Y は、他の共同相続人全員の同意がないとしてこれに応じなかった。第 1 審は、X の請求を棄却したのに対し、原審 (東京高判平成 19 年 8 月 29 日) は X の請求を認容した。

最高裁は、次のような理由を述べて、原審の結論を支持した。「預金契約は、預金者が金融機関に金銭の保管を委託し、金融機関は預金者に同種、同額の金銭を返還する義務を負うことを内容とするものであるから、消費寄託の性質を有するものである。しかし、預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金を受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務 (以下『委任事務等』という。) の性質を有するものも多く含まれている。委任契約や準委任契約においては、受任者は委任者の求めに応じて委任事務等の処理の状況を報告すべき義務を負うが (民法 645 条、656 条)、これは、委任者にとって、委任事務等の処理状況を正確に把握するとともに、受任者の事務処理の適切さについて判断するためには、受任者から適宜上記報告を受けることが必要不可欠であるためと解される。このことは預金契約において金融機関が処理すべき事務についても同様であり、預金口座の取引経過は、預金契約に基づく金融機関の事務処理を反映したものであるから、預金者にとって、その開示を受けることが、預金の増減とその原因等について正確に把握するとともに、金融機関の事務処理の適切さについて判断するために必要不可欠であるといえることができる。したがって、金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義務を負うと解するのが相当である。そして、預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得するととどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取

引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（同法264条、252条ただし書）というべきであり、他の共同相続人全員の同意がないことは上記権利行使を妨げる理由となるものではない。上告人は、共同相続人の一人に被相続人名義の預金口座の取引経過を開示することが預金者のプライバシーを侵害し、金融機関の守秘義務に違反すると主張するが、開示の相手方が共同相続人とどまる限り、そのような問題が生ずる余地はないというべきである。なお、開示請求の態様、開示を求める対象ないし範囲等によっては、預金口座の取引経過の開示請求が権利の濫用に当たり許されない場合があると考えられるが、被上告人の本訴請求について権利の濫用に当たるような事情はうかがわれない。」

この判決の重要な点は、二つある。第一に、預金契約は、消費寄託に加え、委任契約ないし準委任契約の性質も含まれているという性質を明確にしたことである。そのうち、委任契約は、委任者の死亡により終了（民法653条）するのが原則であるが、終了させない合意は有効であり（最判平成4年9月22日金法1358号55頁）、応急善処義務（民法654条）もあるが、金融機関は、実務上、預金者の死亡を知った場合、入出金を中止し、相続手続において解約誘導することになっている⁽²⁰⁾。第二に、取引開示請求権を単独行使することができる根拠として、共同相続人全員に預金契約上の地位が帰属することを明確にしたことである。民法896条は、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない」と規定し、包括承継の原則を採用しているので、所有権をはじめとする物権のほか、債権、債務、無体財産権、その他財産法上の法的地位といえるものであれば一身に専属するもの以外は、全て包括的に相続の対象となる⁽²¹⁾。

（3） 定額郵便貯金

従来、預金債権の種別について論じられることはなかったが今後は種別に応じた検討が必要であると指摘されている⁽²²⁾。最判平成22年10月8日

判時2098号51頁⁽²³⁾は、定額郵便貯金債権が遺産に属することの確認を求める訴えについて、確認の利益を認めた。事案は以下の通りである。被相続人亡Aの法定相続人は、Yら2名（被告・控訴人・上诉人）およびXら3名（原告・被控訴人・被被告人）である。相続人間でAの遺産の範囲について争いが生じ、遺産分割調停が取り下げで終了した後、不動産、預貯金、現金がAの遺産に属することの確認を求めたのが本件である。原審は、本件定額貯金債権が遺産に属するものとして、Xらの請求を認容した。

最高裁は、次のような理由を述べて、債権関係については、Yの上告を棄却した。「郵便貯金法は、定額郵便貯金につき、一定の据置期間を定め、分割払戻しをしないとの条件で一定の金額を一時に預入するものと定め（7条1項3号）、預入金額も一定の金額に限定している（同条2項、郵便貯金規則83条の11）。同法が定額郵便貯金を上記のような制限の下に預け入れられる貯金として定める趣旨は、多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、預入金額を一定額に限定し、貯金の管理を容易にして、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにある。ところが、定額郵便貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記条件が付されている以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。これらの点にかんがみれば、同法は同債権の分割を許容するものではなく、同債権は、その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。そうであれば、同債権の最終的な帰属は、遺産分割の手続において決せられるべきことになるのであるから、遺産分割の前提問題として、民事訴訟の手続において、同債権が遺産に属するか否かを決する

必要性も認められるというべきである。そうすると、共同相続人間において、定額郵便貯金債権が現に被相続人の遺産に属することの確認を求める訴えについては、その帰属に争いがある限り、確認の利益があるというべきである。」

「前記事実関係によれば、本件訴えのうち、本件債権がAの遺産に属することの確認を求める部分については確認の利益があるというべきである。同部分につき確認の利益を認めた原審の判断は、結論において是認することができる。所論引用の判例（最高裁昭和27年（オ）第1119号同29年4月8日第一小法廷判決・民集8巻4号819頁）は、本件に適切でない。論旨は採用することができない。」

この判決には、二つの意義がある。第一は、定額郵便貯金債権の法的性質を明確にしたことである。定額郵便貯金とは、昭和22（1947）年に制定され、平成19（2007）年に廃止された旧郵便貯金法（昭和22年法律144号）の定める郵便貯金の一種であり「一定の据置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するもの」（郵便貯金法7条1項3号）と定義されている。Yは、定額郵便貯金債権を可分債権であるとして、前述した最高裁昭和29年4月8日の判決を引用して、法律上当然に分割されると主張して上告したが、最高裁は、同債権には旧郵便貯金法上条件が付されているので分割を許容することはできないと判示した。第二は、定額郵便貯金債権が遺産分割の対象となり、その帰属に争いがある限り、確認の利益があることを示したことである。

5 投信受益権・国債・株式の相続

高齢者、特に団塊の世代の退職金の受皿として投資信託が期待されており、高齢者が投資信託に強い関心を持っているので、今日、国債や投資信託などの金融資産と相続の問題が注目されている⁽²⁴⁾。

この問題に関する最高裁判所の判決が二つある。

まず、最判平成26年2月25日民集68巻2号173頁⁽²⁵⁾であるが、その事案は、次の通りである。本件の当事者は、亡Aの子X₁、X₂、X₃（原告・被控訴人・上诉人）とY（被告、控訴人、被上诉人）4名であり、法定相続分、各4分の1であった。Aの死亡後、遺産分割協議がまとまらなかったため、遺産分割審判により、Aが生前有していた株式、投資信託受益権および個人向け国債という三種の金融資産についてXらおよびYが各持分4分の1の割合で共有することが確定した。本件は、その共有物の分割請求事件である。

最高裁は、まず、株式⁽²⁶⁾について、「株式は、株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味し、株主は、株主たる地位に基づいて、剰余金の配当を受ける権利（会社法105条1項1号）、残余財産の分配を受ける権利（同項2号）などのいわゆる自益権と、株主総会における議決権（同項3号）などのいわゆる共益権とを有するのであって（最高裁昭和42年（オ）第1466号同45年7月15日大法廷判決・民集24巻7号804頁参照）、このような株式に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである（最高裁昭和42年（オ）第867号同45年1月22日第一小法廷判決・民集24巻1号1頁等参照）」と判示する。

次に、投資信託受益権については、「本件投信受益権のうち、本件有価証券目録記載3及び4の投資信託受益権は、委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律2条1項）に係る信託契約に基づく受益権であるところ、この投資信託受益権は、口数を単位とするものであって、その内容として、法令上、償還金請求権及び収益分配請求権（同法6条3項）という金銭支払請求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権（同法15条2項）等の委託者に対する監督的機能を有する権利が規定されており、可分給付を目的とする権利でないものが含まれている。このような上記投資信託受益権に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された上記投資信託受益権は、相続開始と同時に当然に相続

分に応じて分割されることはないものというべきである。また、本件投信受益権のうち、本件有価証券目録記載5の投資信託受益権は、外国投資信託に係る信託契約に基づく受益権であるところ、外国投資信託は、外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するものであり（投資信託及び投資法人に関する法律2条22項）、上記投資信託受益権の内容は、必ずしも明らかではない。しかし、外国投資信託が同法に基づき設定される投資信託に類するものであることからすれば、上記投資信託受益権についても、委託者指図型投資信託に係る信託契約に基づく受益権と同様、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものとする余地が十分にあるというべきである」とする。

国債については、次のように判示する。「本件国債は、個人向け国債の発行等に関する省令2条に規定する個人向け国債であるところ、個人向け国債の額面金額の最低額は1万円とされ、その権利の帰属を定めることとなる社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録は、上記最低額の整数倍の金額によるものとされており（同令3条）、取扱機関の買取りにより行われる個人向け国債の中途換金（同令6条）も、上記金額を基準として行われるものと解される。そうすると、個人向け国債は、法令上、一定額をもって権利の単位が定められ、1単位未満での権利行使が予定されていないものというべきであり、このような個人向け国債の内容及び性質に照らせば、共同相続された個人向け国債は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。」

このように、最高裁は、株式、国債、投資信託受益権は、相続分に応じて当然分割されないという判断を示した。

また、最判平成26年12月12日判時2251号35頁・判タ1410号66頁⁽²⁷⁾の事案は次の通りである。平成8年10月に死亡した訴外Aの法定相続人は、X（原告・控訴人・上告人）を含めて3名であり、法定相続分は各3分の1である。平成8年11月から平成10年9月までの間に発生した本件投資信託

の収益分配金および平成16年に発生した本件投資信託の元本償還金は、BまたはBを吸収合併したY会社（被告・被控訴人・被上告人）の亡A名義の口座に預り金として入金された。Xは、Yに対し、本件預り金の3分の1に当たる金員を求めて本件訴訟を提起した。

最高裁は、次のような理由を述べて、Xの請求を棄却した。「本件投信受益権は、委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律2条1項）に係る信託契約に基づく受益権であるところ、共同相続された委託者指図型投資信託の受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである（最高裁平成23年（受）第2250号同26年2月25日第三小法廷判決・民集68巻2号173頁参照）。そして、元本償還金又は収益分配金の交付を受ける権利は上記受益権の内容を構成するものであるから、共同相続された上記受益権につき、相続開始後に元本償還金又は収益分配金が発生し、それが預り金として上記受益権の販売会社における被相続人名義の口座に入金された場合にも、上記預り金の返還を求める債権は当然に相続分に応じて分割されることはなく、共同相続人の1人は、上記販売会社に対し、自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができないというべきである。」

最判平成26年12月12日判決は、前述した最判26年2月25日を前提としているが、注目すべきは、委託者指図型投資信託受益権から発生した元本償還金や収益分配金が発生し、それが預り金として受益権の販売会社における被相続人名義の口座に入金された場合にも、当然分割とはならないとしていることである。これは、相続財産たる不動産から生じる賃料債権は遺産分割の対象とならず、各共同相続人が相続分に応じて分割債権として取得すると判示した最判平成17年9月8日（前述）との均衡が問題となる。

6 おわりに

明治民法においては、家督相続と遺産相続の二つの制度が存在し、その

うち単独相続である家督相続が中心で、重要な相続財産も不動産であった。戦後、家督相続は廃止され、遺産相続のみとなり、共同相続が行われることが多くなる。また、高齢社会が到来し、団塊の世代の資産運用が目目される中、金融制度改革も行われ、投資対象や手法が多様化し⁽²⁸⁾、可分債権の概念を整理し直す必要が生じている⁽²⁹⁾。また、相続財産が当然分割になる範囲を限定的に解し、その権利行使を制限する必要も生じている⁽³⁰⁾。金銭債権については、遺産分割の対象とすることが実質的に適切という見解もあり⁽³¹⁾、法制審議会でもその方向で中間試案がまとめられている。

明治民法施行以来、民法898条における「共有」の概念について、学説・判例は共有説を維持してきたが、相続法の改革に際しては、現代における個人資産の状況に適合した法制度が求められる。

注

- (1) 谷口知平、於保不二雄等編『新版注釈民法(27)』(有斐閣、1989年)142頁以下、小粥太郎「遺産共有法の解釈—合有説は前世紀の遺物か?」論究ジュリスト10号(2014年)参照。
- (2) 法典調査会速記録 187回7(巖松堂版)
- (3) 我妻栄編『戦後における民法改正の経過』(日本評論社、1956年)215頁。
- (4) 梅謙次郎『民法要義卷之五』(有斐閣、1984年[1913年復刻版])112頁、奥田義人『民法相続法論[8版]』(有斐閣、1903年)171頁、柳川勝二『日本相続法註解(上)』(巖松堂書店、1918年)545頁。
- (5) 小粥・前掲注1)112頁以下。
- (6) 伊藤昌司『相続法』(有斐閣2002年)243頁。
- (7) 鈴木祿弥「共同相続財産の性質」法学セミナー130号(1967年)38頁以下。
- (8) 小粥・前掲注1)113頁。
- (9) 高橋朋子・床谷文雄・棚村政行『民法7親族・相続第4版』(有斐閣、2014年)308頁。
- (10) 松原正明「遺産分割における可分債権の扱い」ジュリスト1491号(2016年)16頁以下参照。
- (11) 米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続—当然分割

- 帰属なのか」法学雑誌タートンスマン6号(2002年)41頁以下。
- (12) 判例評釈：山田誠一・法学協会雑誌104巻6号(1987年)966頁以下、甲斐道太郎「金銭債権の相続」『別冊ジュリスト家族法判例百選』160頁以下、椿寿夫「金銭債権の共同相続」『別冊ジュリスト(第3版)』(1980年)190頁以下。
- (13) 大審院大正9年12月22日判決(民録26輯2062頁)。
- (14) 高橋眞「相続開始後に共同相続にかかる不動産から生じた賃料債権の帰属と遺産分割」NBL819号(2005年)4頁以下、田中淳子「共同相続に係る不動産から生じた果実の帰属」法律時報78巻6号(2006年)105頁以下、野村豊宏「共同相続にかかる不動産から生ずる賃料債権の帰属と後にされた遺産分割の効力」金融法務事情1780号(2006年)22頁、水野紀子「共同相続にかかる不動産から生ずる賃料債権の帰属と後にされた遺産分割の効力」判例評論572号(判例時報1937号)202頁、渡辺隆生「相続財産たる不動産から生じる賃料債権の帰属」金融法務事情1753号(2005年)4頁以下。
- (15) 金子宏・新堂幸司・平井宜雄編集『法律学小辞典(第4版)』(有斐閣、2008年)1226頁。
- (16) 金子・新堂・平井・前掲注15)1072頁。
- (17) 伊藤昌司「相続財産である可分債権に共同相続人の1人がその相続分を超えて債権を行使した場合に他の共同相続人が不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めることの可否」判例評論555号(判例時報1885号)196頁。
- (18) 伊藤昌司「共同相続による現金の『共有』」判例タイムズ801号(1993年)77頁以下、右近健男「遺産分割前の金銭の法律関係」金融法務事情1363号(1993年)13頁、塩月秀平「金銭の相続と遺産分割」家月44巻10号(1992年)1頁以下、道垣内弘人「遺産たる金銭の遺産分割前の相続人の権利」『家族法判例百選第6版』(2002年)134頁以下、床谷文雄「相続財産である金銭は相続分に応じて当然に分割されるか」法学セミナー(1993年)125頁、松原正明「可分債権と現金」判例タイムズ1100号(2002年)332頁。
- (19) 浅田隆「預金取引と相続—遺産分割・『相続させる』遺言と取引履歴開示請求権の帰趨」ジュリスト1491号(2016年)22頁以下。
- (20) 浅田・前掲注19)24頁、畑中龍太郎・中務嗣治郎・神田秀樹・深山卓也監修『銀行窓口の法務対策4500講I』(金融財政事情研究会、2013年)1228頁。
- (21) 内田貴『民法Ⅳ 親族・相続(補訂版)』(東京大学出版会、2005年)357頁。
- (22) 伊藤栄寿「共同相続における預金債権の取扱い」名古屋大学法政論集250

- 号（2013年）170頁以下。
- (23) 宗宮英俊「共同相続に間において、定額郵便貯金が遺産に属することの確認を求める訴えについては、その帰属に争いがある限り、確認の利益がある」NBL953号（2011年）67頁以下、高部真規子「定額郵便貯金債権が遺産に属することの確認を求める訴えの確認の利益」金融・商事判例1369号（2011年）8頁以下、中田裕康「定額郵便貯金債権が遺産に属することの確認を求める訴えの確認の利益」法学協会雑誌129巻11号（2012年）255頁以下、松川正毅「定額郵便貯金債権が遺産に属することの確認を求める訴えの確認の利益」判例評論634号（判例時報2127号）162頁以下。
- (24) 「座談会 相続時における投資信託の取扱い（上）」銀行法務687号（2008年）4頁以下、「座談会 相続時における投資信託の取扱い（下）」銀行法務688号（2008年）22頁以下。
- (25) 香月裕爾「投資信託受益権等の不可分債権性—最高裁平成26年2月25日判決と金融実務」NBL1022号（2014年）4頁以下、嶋津元「共同相続された株式、委託者指図型投資信託受益権及び国債は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるか」法学協会雑誌132巻12号（2015年）2356頁以下、宮本誠子「委託者指図型投資信託受益権・個人向け国債の共同相続」法学教室〔判例セレクト2014—Ⅰ〕24頁、「NBG判例紹介」NBL1036号（2014年）76頁、藤原彰吾「投資信託・個人向け国債の相続に関する最高裁判決」金融法務事情1995号（2014年）4頁以下、山下純司「共同相続における財産権帰属の判例法理」金融法務事情2009号（2015年）43頁以下、吉谷晋「投信・国債は不可分とした判決に思うこと」金融法務事情1992号（2014年）1頁、同「投信受益権の相続・国債の相続」ジュリスト1491号（2016年）36頁以下。
- (26) 松井秀征「株式の相続」ジュリスト1491号（2016年）42頁以下。
- (27) 岩藤美智子「投資信託受益権の共同相続開始後に発生した元本償還金の共同相続人への帰属」ジュリスト臨時増刊1492号〔平成27年度重要判例解説〕（2016年）83頁以下、谷健太郎「当然分割か準共有か—投資信託等に関する最高裁判例」金融法務事情2993号（2014年）4頁以下、前田陽一「共同相続された投資信託受益権に基づく元本償還金等は口座入金により当然分割されるか」法学教室〔判例セレクト2015—Ⅰ〕（2015年）21頁、松尾弘「共同相続された信託受益権の償還金が口座入金されても当然分割されない」法学セミナー727号（2015年）118頁。
- (28) 中田裕康「投資信託の共同相続」現代民事判例研究会編『民事判例Ⅵ 2012年後期』（日本評論社、2013年）7頁。

- (29) 同19頁。
- (30) 山下純司「共同相続における財産権帰属の判例法理」金融法務事情2009号（2015年）54頁以下。
- (31) 窪田充見「金銭債務と金銭債権の共同相続」水野紀子編『相続法の立法的課題』（有斐閣、2016年）166頁。